

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

評価実施時期：令和4年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を2016年7月に行った。

2016年7月の事前評価時から、その後現在に至るまで、コートジボワールに対する新たな制裁措置は決議されておらず、社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

仮に当該規制緩和措置が実施されていなかった場合、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上の厳しい規制を行うこととなり、同国向けに輸出を行う者に対し過剰な負担を強いていた可能性があった。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、コードジボワールに対する新たな制裁措置は決議されておらず、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和はコードジボワールへの輸出規制を無くすものであるため、民間企業にとって遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制の緩和は、国際的な制裁措置が解除されたコードジボワールへの輸出時の手続きを緩和するものであり、規制緩和による新たなモニタリング等の費用は発生しえない。また、企業等の周知業務に要する費用については、外為法の通常の執行において運用しているホームページ等での周知を行ったことにより、追加的な費用は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制の緩和により、企業等においては、事前に許可を得るための作業コストの軽減（許可申請 1 件当たり約 29,000 円^{※1}）や外貨獲得の機会の増大、輸出機会の増大^{※2}等という便益があった。

※1 事前に許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5 時間 × 2 名 = 10 時間

約 2,900 円 = (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和元年) の平均給与額 (年間) 5,034 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,734 時間 (以下同じ))

10 時間 × 約 2,900 円 = 約 29,000 円

※2 当該規制緩和による効果との因果関係を明らかにすることは困難であるが、我が国からコートジボワールへの輸出額は平成 28 年の 55.4 億円から令和 3 年の 102.9 億円へと増加した。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

企業等における便益はそれぞれの状況等によって異なるため、全てを金銭価値化することは困難であるが、事前に許可を得るための作業コスト軽減に係る推計値等は、⑥欄を参照のこと。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

規制の緩和により、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、外国為替及び外国貿易法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。一方、便益については、全ての金銭価値化まで行うことはできなかったが、企業等においては事前に許可を得るための作業コストの軽減や外貨獲得の機会の増大、輸出機会の増大等という便益があった。コートジボワールに対する国際的な制裁措置は解除されたままであり、当該規制緩和を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直しに係る 事前評価書

1. 政策の名称

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し

2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 黒田 紀幸
電話番号：03-3501-2800 e-mail：qqfcbh@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成28年7月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

通常兵器の過度な移転や蓄積による地域の不安定化を防止する観点から、通常兵器の開発等に関連する貨物については、国際輸出管理レジーム（ワッセナー・アレンジメント）において各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。一方で、個別に指定されていない品目についても、通常兵器の開発等に用いられる一定の危険性はあることから、国際輸出管理レジームにおいて、輸出される貨物が実際に通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、補完的に輸出管理を行うことが合意されている。この補完的輸出規制においては、国連安保理決議によってその地域に対する武器の輸出が禁止された国（いわゆる国連武器禁輸国）を主とすることで合意されている。

我が国においても、個別に指定されていない品目の輸出について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、外為法に基づく許可制を実施しており、この際、国連武器禁輸国については、その他の地域に比べ規制の発動要件を厳格なものとしている。

(2) 規制見直しの内容

2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を行う。具体的には、以下のような法令改正を行う。

○輸出貿易管理令別表第3の2からコートジボワールを削除する。

なお、コートジボワールを輸出貿易管理令別表第3の2から削除しなかった場合には、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上の厳しい規制を行うこととなり、同国向けに輸出を行う者に対し過剰な負担を強いることとなる。

(3) 規制見直しの必要性

今次改正は、国連安保理決議を踏まえて行うものである。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

厳格な輸出規制の対象国は、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げられている。

○輸出貿易管理令 別表第3の2

(5) 影響を受け得る関係者

以下の3者が、本改正によって影響を受けると想定される。

○コートジボワールを仕向地として輸出をしようとする者（民間企業、研究機関等。以下「企業等」という。）

○国民（消費者）・社会

○国の行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）

5. 想定される代替案

今回の措置は、国連安保理決議に伴う一部の輸出規制の緩和を行うものであり、従来の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

6. 規制見直しの費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。なお、費用や便益に経年的な変化が殆ど想定されないため、分析期間は単年度とする。

改正案の実施による関係者への影響

	費用	便益
企業等(※1)	【遵守費用】 ○特になし	○事前に許可を得るための作業コストの軽減 ○外貨獲得の機会の増大、企業の販売戦略への影響
国民(消費者)・社会(※2)	【その他の社会的費用】 ○特になし (※コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している)	○特になし (※間接的な影響として、上記の企業等への便益が国内向け製品の価格低下に還元され、費用負担が低下する可能性あり)
行政機関(輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等)(※1・2)	【行政費用】 ○輸出規制国の変更について企業等への周知業務が発生	○当該国向け輸出に係る審査・検査等事務業務の軽減

※1. 企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどれだけの企業に事前に許可を得るための作業の追加又は軽減が発生するかの把握が困難であるという点や、販売戦略の決定に関するコストの増減は企業毎の個別判断に依存するという点等から、定量的な分析が困難。同様に、行政機関の実務に及ぶ費用・便益についても左記の点に依存するため、定量的な分析が困難。

※2. 国民・社会や行政機関に及ぶ安全保障の実現・享受等に係る便益については、その性質上定量的な分析が困難。

7. 政策評価の結果

以上の規制見直しにかかる費用・便益の分析が示すとおり、コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している。また、企業、行政機関等に係るコストは少ない。

コートジボワールの削除の改正案を導入した場合、輸出業者にとって事務コストの削減や輸出機会の増大等という便益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部署）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。以上により、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

通常兵器に係る補完的な輸出規制の枠組みについては、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおいて、欧米での制度導入状況を注視しながら慎重に制度のあり方を検討したものであり、国連武器禁輸国に対して厳格な輸出管理を行うことは賛成されているところ。

また、制度改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを予定している。

9. レビューを行う時期又は条件

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国についての定期的な見直しは予定していないが、我が国及び国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、施行後5年以内を目処として、必要に応じてレビューを行っていく予定である。